



大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知しましたので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成31年5月16日まで縦覧に供します。

平成31年4月16日

佐野市長 岡部正英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐野プレミアム・アウトレット
栃木県佐野市越名町2058外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし
- 3 縦覧場所
佐野市高砂町1番地
佐野市役所3階 産業文化部 産業立市推進課